

事務連絡
平成24年4月2日

各 { 都道府県
指定都市 児童福祉主管(部)局 御中
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
虐待防止対策室

親権者のいない未成年者等に係る旅券申請手続について

「民法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第61号）については、本年4月1日から施行され、児童福祉法（昭和23年法律第164号）において、親権者又は未成年後見人のいない一時保護中、里親等委託中の児童等に係る児童相談所長の親権代行規定や、親権者等が児童相談所長又は施設長等が行う監護等の措置を不当に妨げることを禁止する規定等が整備されました。

これを受け、親権者等がいない未成年者や、施設入所中等の親権者等がいる未成年者が海外渡航のため旅券申請を行う場合の事務処理について、外務省の定める処理基準が本年4月1日付けで改訂されました。その概要は別添のとおりですので、管内の児童相談所及び児童福祉施設等の関係機関に周知いただき、業務の参考としていただくようお願いいたします。

なお、旅券に関する事務は、都道府県が行う事務（法定受託事務）であることから、各旅券事務所における実際の運用開始時期や手続内容は多少異なる可能性がありますのでご留意願います。

(本件連絡先)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
総務課虐待防止対策室 高松、大竹
電話：03-5253-1111（内線7894、7946）

旅券申請手続の概要

1. 原則

申請書に法定代理人（親権を行う者、未成年後見人）の署名が必要。

2. 親権者がいない場合（未成年後見人あり）

未成年後見人の署名を得て申請。

3. 親権者がいない場合（未成年後見人なし）※具体的申請事案が生じた場合は旅券事務所に相談。

(1) 施設入所中の未成年者

①施設長からの事情説明書、②施設長が署名した申請書により対応。

(2) 里親又はファミリーホーム事業者（里親等）に委託中の未成年者

①里親等からの事情説明書、②里親決定通知書等の公的資料、③里親等が署名した申請書により対応。

(3) 一時保護中の未成年者

渡航目的が修学旅行又は国際交流等の場合には、①児童相談所長からの事情説明書、②学校長等からの渡航の詳細に関する説明書、③児童相談所長が署名した申請書により対応。

(4) 事実上の監護者が監護している未成年者

後見人選任手続中にある場合は、①後見人被選任予定者からの事情説明書、②家庭裁判所に対する後見人選任請求の証明書、③後見人被選任予定者が署名した申請書により対応。

その際、児童相談所長が選任請求している場合は、①児童相談所長からの事情説明書、②児童相談所長が署名した申請書による対応でも可。

なお、渡航目的が修学旅行又は国際交流等の場合には、①事実上の監護者からの事情説明書、②学校長等からの渡航の詳細に関する説明書、③事実上の監護者が署名した申請書により対応可。

(5) 18歳以上の未成年者（自立又は事実上の監護者が監護）

渡航目的が職場旅行又は大学等教育機関による旅行の場合には、①職場旅行であれば職場の人事担当者、大学等教育機関による旅行であれば教官等からの事情説明書、②事実上の監護者が署名した申請書（署名が得られない場合には空欄でも可）により対応。

4. 親権者がいる場合

原則として、親権者の署名を得て申請。

ただし、親権者が適切に子の監護・教育を行わず、親権者の署名が得られない場合は旅券事務所に相談。以下のように親権者の署名なしで対応可能な場合あり。

(1) 施設入所中の未成年者

施設長から、児童福祉法第47条第3項に基づく施設長の監護、教育等に関する必要な措置として親権者の署名なしで申請を行うものであるとの説明がある場合には、3.(1)と同じ。

(2) 里親等に委託中の未成年者

里親等から児童福祉法第47条第3項に基づく里親等の監護、教育等に関する必要な措置として親権者の署名なしで申請を行うものであるとの説明がある場合には、3.(2)と同じ。

(3) 一時保護中の未成年者

児童相談所長から児童福祉法第33条の2第2項に基づく児童相談所長の監護、教育等に関する必要な措置として親権者の署名なしで申請を行うものであるとの説明がある場合には、3.(3)と同じ。

(4) 事実上の監護者が監護している未成年者

渡航目的が修学旅行又は国際交流等の場合には個別の事案ごとに対応可否を判断。

(5) 18歳以上の未成年者（自立又は事実上の監護者が監護）

渡航目的が職場旅行又は大学等教育機関による旅行の場合には、個別の事案ごとに対応可否を判断。